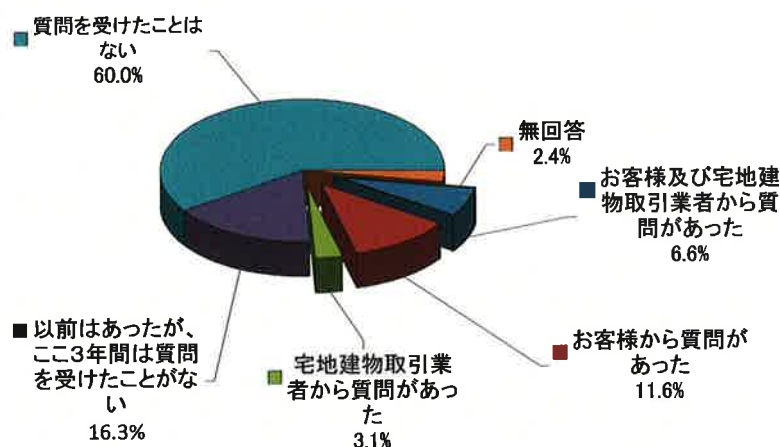


宅地建物取引業者に対する人権問題についてのアンケート調査結果(概略版)

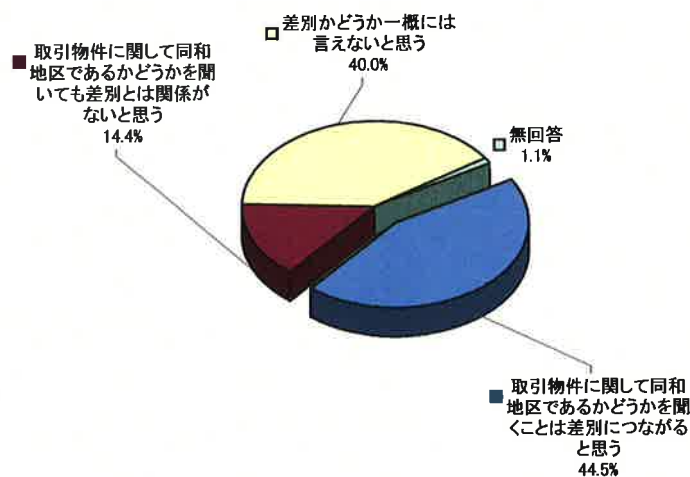
和歌山県と宅地建物取引業者団体が県内に本店を有する宅地建物取引業者を対象として、平成23年度に実施した「人権問題に関するアンケート」の結果は次のとおりです。宅地建物取引の場における人権の実態について考えてみてください。

1 ここ3年間で、取引物件に関して同和地区であるかどうかの質問を受けた経験



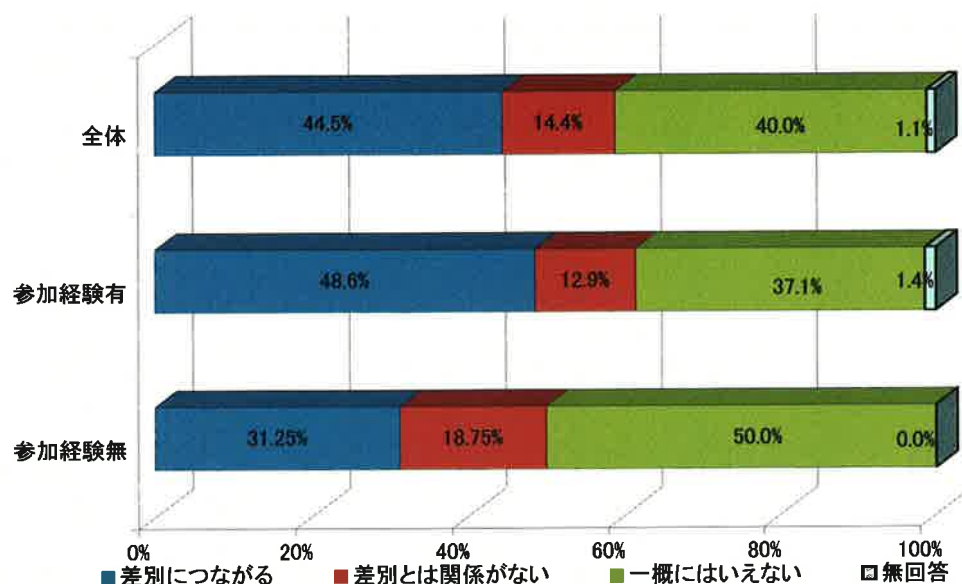
本調査において、「お客様及び宅地建物取引業者」、「お客様」、「宅地建物取引業者」からそれぞれ質問を受けたことがある業者が、あわせて21.3%存在し、県民に同和地区に対する忌避意識が今なお残っていることが伺えます。

2 取引物件に関して同和地区であるかどうかの質問に対する考え



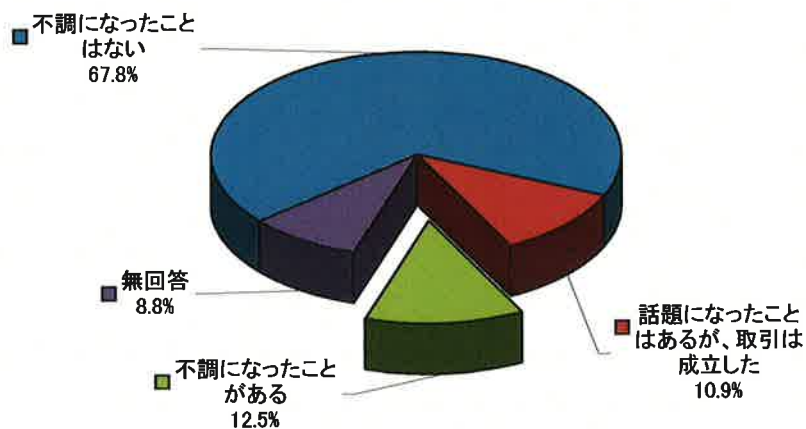
取引物件が同和地区かどうかの質問を受けた経験に「あった」と答えた方(21.3%)に物件が同和地区かどうかの質問に対する考えを聞いたところ、「差別につながると思う」と考えている業者が4割強となり、一方、「差別とは関係がないと思う・差別かどうか一概には言えないと思う」と考えている業者が合わせて5割強となっています。このことから、今なお、同和問題に対する正しい理解と認識を持っていない業者が存在していることがわかります。

取引物件に関して同和地区であるかどうかの質問に対する考えについて、同和問題やその他人権にかかる研修会や講演会への参加経験の有無別でみると以下ようになります。



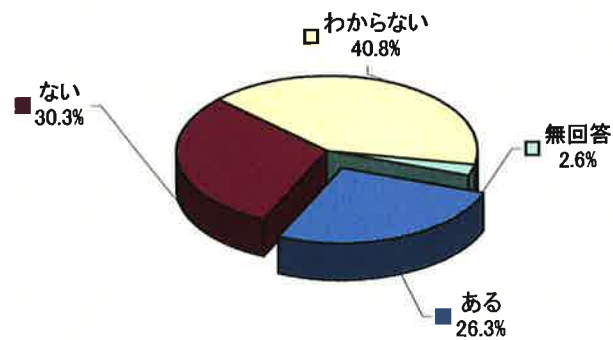
研修会や講演会への参加経験の有無別で見ると、研修会等への参加経験がある業者の方が、同和問題に対して正しい理解と認識を持っていることがわかります。

3 取引物件に関して“同和地区”あるいは“同じ小学校区”であるために取引不調になった経験



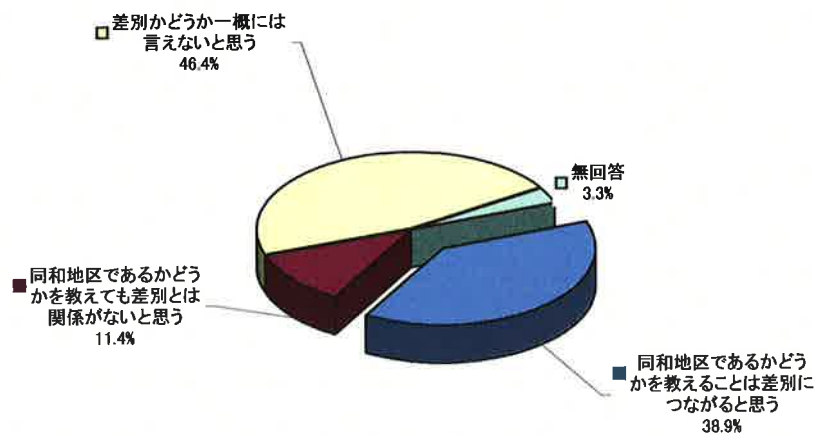
本調査において、「不調になったことがある」業者が1割以上存在し、県民に同和地区に対する忌避意識が今なお残っていることが伺えます。

4 取引物件に関して同和地区であるという理由で物件価格に影響した経験



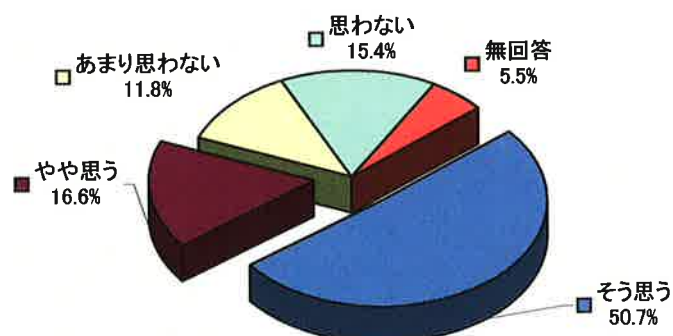
本調査において、「価格に影響した」経験がある業者が2割強います。今なお、同和地区であることが取引物件の価格に影響することがあることが伺えます。

5 取引物件が同和地区であるかどうかを教えることに対する考え



本調査において、「差別につながると思う」と考えている業者が4割弱となっており、一方、「差別とは関係がないと思う・差別かどうか一概に言えないと思う」と考えている業者が合わせて6割弱います。このことから、同和問題に対する正しい理解と認識を有していない業者がいることがわかります。

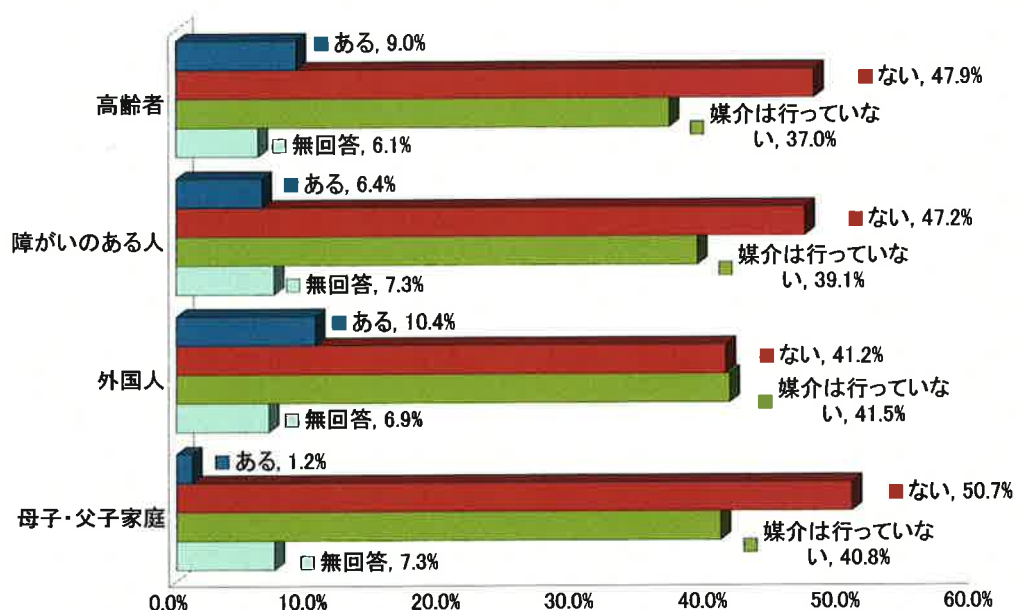
**6 同和地区の物件であろうとなかろうと、お客様の質問にはありのままに伝えなければなら
いか。**



本調査において、「同和地区の物件であろうとなかろうと、お客様の質問にはありのままに伝えなければならぬ」との問いに「そう思う」と「やや思う」で7割弱(67.3%)となっています。

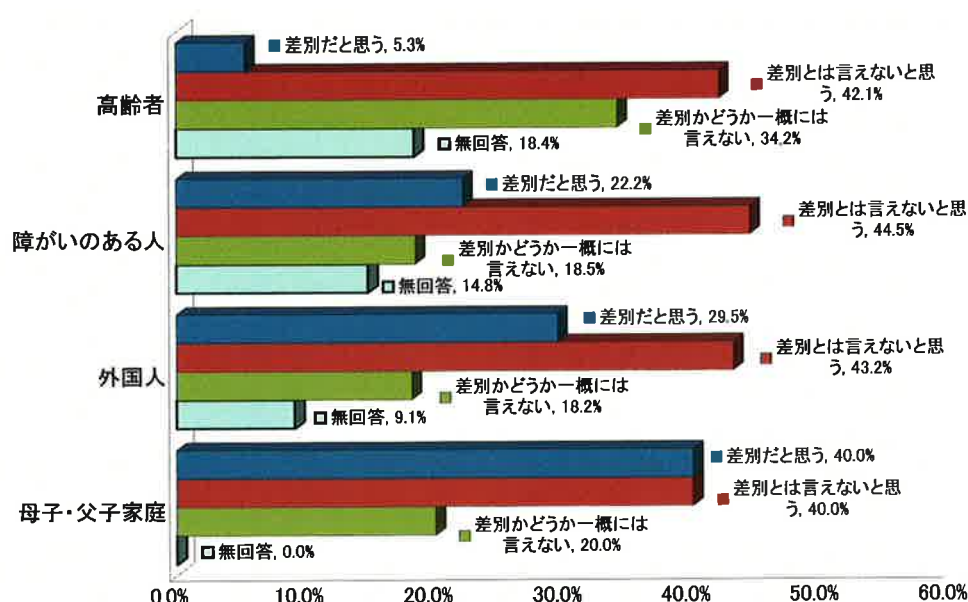
同和地区の問い合わせに関する回答は差別行為です。従って、同和地区の問い合わせに関して、回答しなくても宅地建物取引業法第47条の事実不告知の違反には該当しません。

7 賃貸住宅の媒介に際し、家主から入居拒否を言われた経験



賃貸住宅の媒介に際して、家主から入居拒否を言われた経験は、高齢者で9.0%、障がいのある人で6.4%、外国人で10.4%、母子・父子家庭で1.2%となっています。宅地建物取引の場において人権問題が存在していることがわかります。

賃貸住宅の媒介に際し、入居を断る家主の態度に対する考え

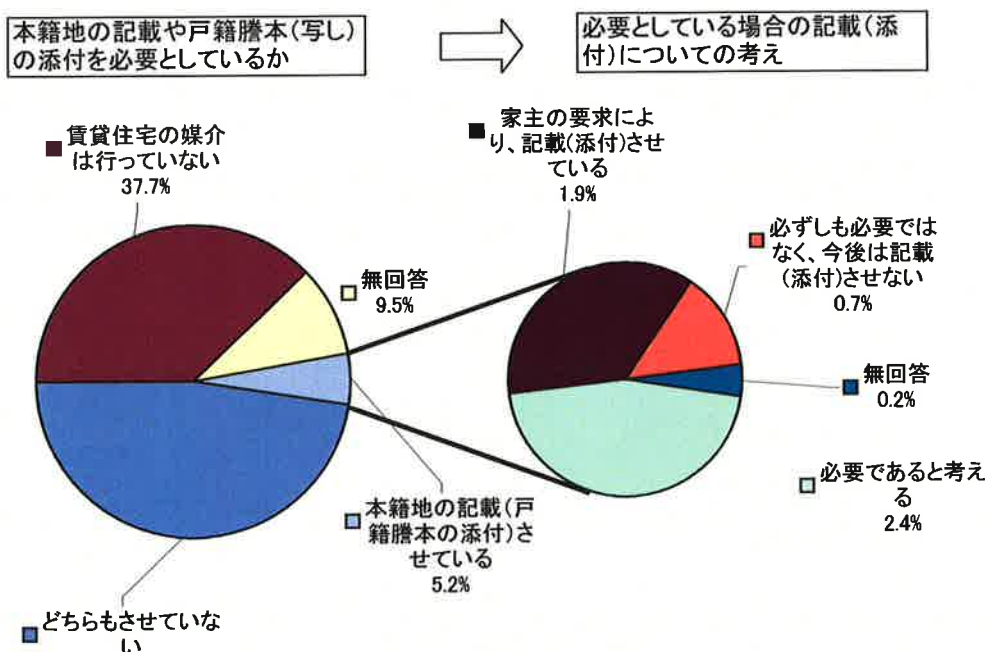


賃貸住宅の媒介に際して、家主から入居拒否の申し出を受けた経験が「ある」と答えた方に入居を断る家主の態度に対する考えを聞いたところ上記結果となりました。

本調査において、高齢者では「差別だと思う」と考えている業者は1割にも満たず、一方、「差別とは言えない・差別かどうか一概には言えないと思う」と考えている業者は合わせて7割以上もいます。障がいのある人では「差別だと思う」と考えている業者は2割弱、外国人では3割弱しかいません。

また、「差別とは言えない・差別かどうか一概には言えないと思う」と考えている業者は合わせて6割をそれぞれ超えています。このことから、それぞれの人権問題に対する正しい理解と認識を持っていない業者がいることがわかります。

8 賃貸住宅への入居申込書に本籍地の記載(戸籍謄本の添付)を必要としているか、また、記載(添付)についての考え



本調査において、入居申込時の本籍地の記載や戸籍謄本(写し)の添付を必要としているか、また、記載(添付)させている場合はその考えを聞いたところ上記結果となりました。

このことから、大多数の業者は理解していますが、入居申込書への本籍地の記載(戸籍謄本の添付)が人権問題につながるという認識を持っていない業者がいることがわかります。